

事 務 連 絡
平成27年2月3日

有機JAS登録認定機関 代表者 殿

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 有機食品制度班

有限会社衛藤産業が汚泥を原料として生産した肥料（商品名「みのり」、
「みのりパーク」）の使用実態の確認及び当該肥料を使用している認定
事業者に対する措置について

日頃より有機JAS制度の適正な運営に御協力いただきありがとうございます。

今般、有限会社衛藤産業（大分県豊後大野市大野町大原554の2。以下「衛藤
産業」という。）が、平成19年2月頃から平成27年1月16日までの間に生産
した肥料（商品名「みのり」、「みのりパーク」）について、原料に汚泥を使用して
いることが判明しました。（別紙プレスリリース参照）

通常、汚泥には凝集剤が添加されているため、汚泥を原料とする肥料は有機農産
物JAS規格では使用することができないこととなっています。

つきましては、貴認定機関の認定事業者に対して、衛藤産業が上記期間に生産し
た当該肥料を使用しないよう周知いただくとともに、当該肥料の使用状況等につい
て、別紙をもとに調査いただき、2月13日（金）までに有機食品制度班あてメー
ルで報告願います。（メールアドレス yuki_seido@nm.maff.go.jp）

また、当該肥料を使用していることが判明した認定事業者に対しては、下記の措
置をとるべきことを請求願います。

記

- 1 「みのり」、「みのりパーク」が使用されたほ場から収穫された農産物につい
ては、有機JAS格付を停止すること。
- 2 既に有機JAS格付を行った当該農産物がある場合には、出荷を停止し、有機
JASマークを抹消するとともに、既に販売を行っている場合には、当該農産物
の販売先に対して、当該農産物が有機JAS規格に適合しなくなったことを通知
すること。

有限会社 衛藤産業による無登録肥料の生産・販売について

農林水産省は、有限会社 衛藤産業が、汚泥を原料とした肥料について登録を受けずに生産・販売していることを確認しました。これを受け、本日、農林水産省は同社に対して、既に販売した当該肥料を回収するよう指導を行いました。

なお、当該肥料を分析した結果、法定の含有許容量を超える有害成分は検出されなかったことから、当該肥料を施用したほ場で生産された農作物の安全性に問題はありません。

1. 経緯

独立行政法人 農林水産消費安全技術センターが、平成 27 年 1 月 14 日から 16 日にかけて、有限会社 衛藤産業 本社（大分県 豊後大野市 大野町 大原 554 の 2）及び同社 熊本工場（熊本県 阿蘇郡 産山村 大字大利）に対して、肥料取締法（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号。以下「法」といいます。）第 30 条の 2 第 1 項に基づき、立入検査を実施しました。その結果、農林水産省は、同社が特殊肥料として生産の届出を行い生産・販売していた堆肥（肥料の名称：「みのり」及び「みのりバーク」（別添写真参照））に汚泥が原料として使用されていることを確認しました。

汚泥を原料とした肥料を生産する際は、法第 4 条第 1 項に基づき農林水産大臣の登録を受ける義務があることから、同社が登録を受けずに当該肥料を生産していたことは、法に違反するものです。

2. 汚泥を原料とした肥料について

汚泥を原料とした肥料については、含有を許される有害成分（ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛）の最大量（以下「含有許容量」といいます。）を農林水産大臣が定めています。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センターが、有限会社 衛藤産業が生産していた肥料を分析したところ、含有許容量を超える有害成分は検出されませんでした。このため、仮に当該肥料を施用したほ場で生産された農作物であっても、その安全性に問題はありません。

3. 汚泥を原料とした肥料の生産・販売状況

- (1) 生産時期 : 平成 19 年 2 月頃から平成 27 年 1 月 16 日まで
- (2) 販売数量 : みのり 平成 25 年 約 2,210 トン

平成 26 年 約 2,040 トン
平成 27 年 約 120 トン
みのりパーク 平成 25 年 約 130 トン
平成 26 年 約 170 トン
平成 27 年 約 20 トン

(3) 販売先 : 大分県及び熊本県内の JA、ホームセンター、農業者等

4. 指導状況

農林水産省では、有限会社 衛藤産業に対して当該肥料を回収するよう指導しており、現在、同社が回収を行っています。

また、大分県及び熊本県に対し、当該肥料の自主回収が円滑に行われるよう協力を依頼しています。

<添付資料>

- ・ (別添) 「みのり」及び「みのりパーク」の写真
- ・ (参考) 肥料取締法参照条文

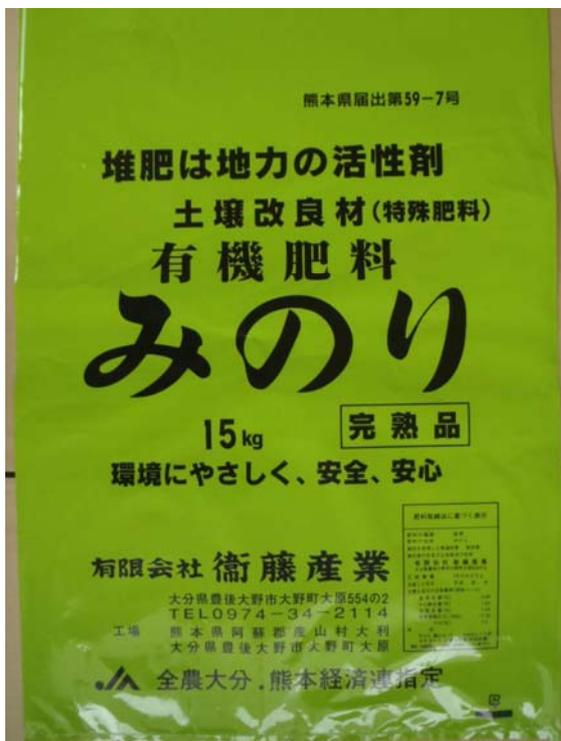
お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課
担当者：肥料検査指導班 伊藤、石原
代表：03-3502-8111 (内線 4508)
ダイヤルイン：03-3502-5968
FAX：03-3580-8592

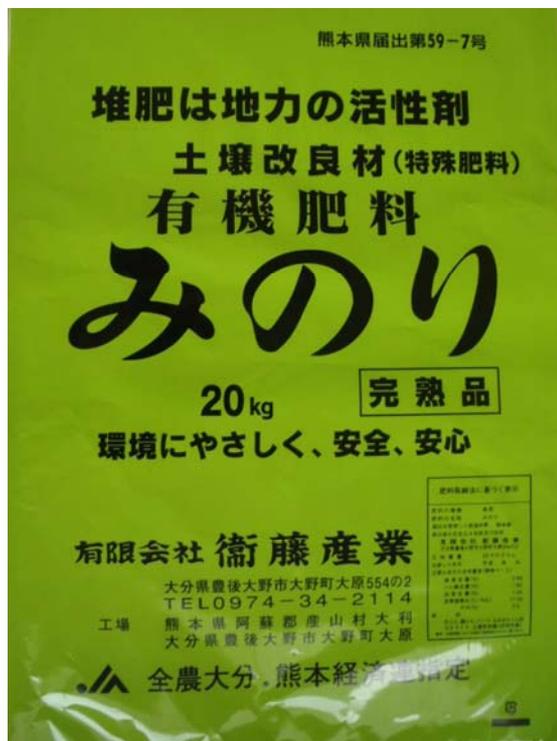
当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(別添)

「みのり」及び「みのりバーク」の写真



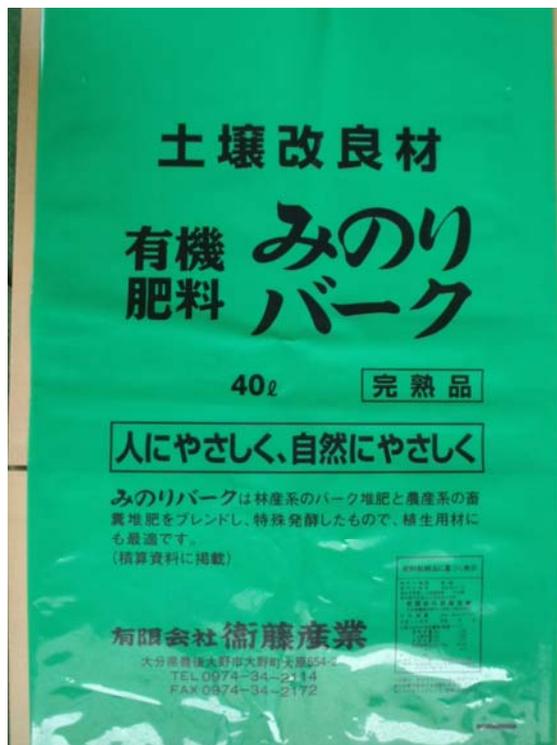
みのり 15kg



みのり 20kg



みのり 20L



みのりバーク 40L

(参考)

肥料取締法（昭和25年5月1日法律第127号）参照条文（抜粋）

（登録を受ける義務）

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号から第五号までに掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。

- 一 化学的方法によつて生産される普通肥料（第三号から第五号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）
- 二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第四号に掲げるものを除く。）
- 三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）
- 四 含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）
- 五 特定普通肥料であつて、第三号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの
- 六 前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前三号に掲げるものを除く。）
- 七 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）

2～3 〔略〕

（センターによる立入検査等）

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2～4 〔略〕